

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年8月4日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡26街区

所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区

設置者 高野不動産株式会社

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置等の変更）に関する届出

公告日 平成29年3月24日

### 3 意見の概要

#### (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成29年8月4日から平成29年9月4日まで